

以下に該当する情報は開示することができないので黒塗りしています。

- ・商業的に機微な内容（認証機関への要求事項 5.4.2（漁業、養殖）、5.4.5（CoG））
- ・認証活動の公平性を損なう圧力に結び付き得る情報（ISO/IEC17065 4.2.2）

初回審査

認証発効日	有効期間	有効期限	次回年次審査期限
2024/11/15	3年間	2027/11/14	2026/4/29

対応基準：マリン・エコラベル・ジャパン養殖認証規格 ver. 2.0

養殖認証 審査報告書

- 認証申請者の名称等： ヒロタカ水産
(申請者所在地) 高知県宿毛市小筑紫町栄喜
- 養殖対象種：マダイ、小割生簀式養殖
- 報告書作成責任者：
(認証機関名) (公財) 海洋生物環境研究所 中央研究所
- 報告書作成日：2024年7月16日

1. 養殖業の概要	<p>ヒロタカ水産は、高知県西部の宿毛湾で、2018年に父親の経営するマダイ養殖業から独立し、IoTを活用した自動給餌器を使い、出荷時等の繁忙期を除き基本的に個人経営で沈下式マダイ養殖を営んでいる。</p> <p>養殖場はリアス式海岸が続く宿毛湾の栄喜地区に位置し、第一種区画漁業権漁場で、 営んでいる。種苗としては5月頃に人工種苗を導入し、20~24ヶ月程度ドライレットで飼育した後、体重1.5Kg程度の魚体を、主に活魚として出荷している。</p>		
2. 審査の概要等	<p>【初回審査】 審査日：2024年7月2日</p> <p>ヒロタカ水産の現地審査として沖合の養殖現場及び作業船、飼料等保管庫、水揚作業用浮桟橋等を確認した後、事務所において初回会議を行い、引き続き審査項目についての聞き取り、質疑応答、書類審査を行った。</p> <p>審査終了後、最終会議を実施し審査を完了した。</p> <p>審査時間は9時~17時の7時間（うち1時間休憩）</p> <table><tbody><tr><td>■ 審査機関：公益財団法人 海洋生物環境研究所 中央研究所 — 審査チーム — 主審査員（報告書作成） （指定指導員）</td><td>■ 認証申請者：ヒロタカ水産 審査先：ヒロタカ水産 — 対応者 — ヒロタカ水産 代表</td></tr></tbody></table>	■ 審査機関：公益財団法人 海洋生物環境研究所 中央研究所 — 審査チーム — 主審査員（報告書作成） （指定指導員）	■ 認証申請者：ヒロタカ水産 審査先：ヒロタカ水産 — 対応者 — ヒロタカ水産 代表
■ 審査機関：公益財団法人 海洋生物環境研究所 中央研究所 — 審査チーム — 主審査員（報告書作成） （指定指導員）	■ 認証申請者：ヒロタカ水産 審査先：ヒロタカ水産 — 対応者 — ヒロタカ水産 代表		
3. 申請者からの提出物	<p>受審者から、養殖手順書のほか、各認証基準の適否を判定するための根拠資料【資料番号1~32】及び現地審査に関する確認書が提出された。なお、根拠資料及び審査時に現場で撮影した証拠写真については添付した。</p>		
4. 不適合 その是正措置及び検証	<p>特になし</p>		
5. 審査結果	<p>(1) 認証を推薦する</p> <p>(2) 総合所見（一社）マリン・エコラベル・ジャパン協議会の「養殖認証規格 適合の判定基準（審査の手引き）Ver. 2.0」による原則1~4の項目について、インタビュー、書類確認及び現場確認を行った結果、別添審査シートのとおり判定基準に照らし合わせて不適合となる事案がなく、全ての項目について「適合」と判断した。</p>		

原則1 養殖生産活動の社会的責任					
認証基準 1.1 水産動植物の養殖に当たっては、該当する関係法令、養殖場の所在する地方自治体の定める条例等を遵守していること。					
項目	適合基準	評価指標	評価	所見・コメント	根拠資料
1.1.1	漁業法(昭和24年法律第267号)、水産資源保護法(昭和26年法律第313号)、持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)、内水面漁業の振興に関する法律(平成26年法律第103号)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)、食品衛生法(昭和22年法律233号)、食品安全基本法(平成15年法律48号)などの他、養殖場が所在する地方自治体の定める条例などの中で、養殖生産に適用される蓋然性が高いものについて、生産者がなすべき事項を指示に従って適切に履行していること。	A: 関係法令に基づいて、公的機関等から伝達される生産者がなすべき指示等が文書として保管されているか。	適合	関連法規が養殖手順書(2023年4月Ver2)(以下「手順書」という。)p15 にリスト化されていることを確認した。公的機関から発出された文書としては、「区画漁業免許状(2023年9月1日更新)」、すくも湾漁協養殖漁場改善計画(以下「漁場改善計画」という。)、水産用医薬品について第37報(2024年3月公表)、「特定疾病等対策ガイドライン(平成21年6月改正)」等が保管されていることを確認した。また、2018年9月に中村税務署あてに、海面養殖業の開業届を提出していることを確認した。	手順書(資料1) 区画漁業免許状(資料2) すくも湾漁協養殖漁場改善計画(資料3) 水産用医薬品について第37報 個人事業の開業・廃業等届出書(資料10)
		B: 上記指示に対して具体的な対応が適切に行われているか。	適合	漁業法に基づきすくも湾漁協が区画漁業免許を2023年9月に更新し、マダイ養殖漁業者は第一種区画漁業権行使規則に則って区3052号でマダイ養殖を実施していることを説明及び漁業免許状で確認した。その具体的な対応に当たっては持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善計画を遵守しているとの説明があり、提出された改善計画を確認した。さらに、養殖場位置、養殖密度等の評価項目も後述するように総てが適合していることから、適合と判断した。	区画漁業免許状(資料2) すくも湾漁協水域養殖漁場改善計画(資料3)
1.1.2	必要な免許又は許可に基づき適法に養殖を行う生産者であり、養殖場の場所や魚種等は免許等の内容と相違がないこと。	A: 区画漁業許可状などを保有し、その許可内容と実際の養殖生産に相違がないか。	適合	区画漁業権漁業免許状(令和5年9月1日～令和10年8月31日高知県知事)の写しを確認し、区第3052号立落漁場図により、全■台の小割のうち、■■■■台で栄喜地区一種区画漁業権でのマダイ養殖を営んでいることが確認でき、場所、魚種等にも相違がないことを確認した。	区画漁業免許状(資料2) 栄喜地区漁場図(資料4.1)
		B: 都道府県や漁協等により漁業権行使規則などが設定されている場合は規則を理解し、それに従った養殖生産が行われているか。	適合	区画漁業権行使規則(栄喜地区)の提示があり、すくも湾漁協区第3052号の養殖内容が規則に沿ったものであるか、以下の項目について確認した。 ・漁業の方法: 沈下式小割 ・小割規模: ■■■■ ・小割台数: ■■■■ ・漁場: 立落地先 なお、漁業の方法については、現地確認で、沈下式であることを目視で確認した。これらのことにより、養殖業者による各項の説明から、行使規則の内容をよく理解し養殖生産を行っていることが確認できた。	区画漁業権行使規則(資料5) 現場確認写真
1.1.3	養殖従事者は、関係法令等に基づいた賃金、福利厚生及び労働条件が提供されており、適切な健康管理が実施されているほか、適切な	A: 養殖場で雇用されている従業員に対して、関係法令等に基づいた賃金、福利厚生	適合	個人事業主であり、養殖場で雇用されている従業員はいない。ただ、令和5年度青色申告書により、国民年金、国民健康保険に加入していることは確認できたため、適合とした。	令和5年度青色申告書(資料26)

	労働環境が確保されていること。	及び労働条件が提供されているか。			
		B: 従業員に対して適切な健康管理(健康診断の実施等)がなされ、その記録が残されているか。	該当せず		養殖場で雇用されている従業員はいないため、該当しない。
1.1.4	児童労働等違法な労働が行われていないこと。	児童労働や外国人の不法就労等違法な労働行為が行われていないか。	適合		従業員は雇用しておらず、本人の年齢は40歳であることを「個人事業の開業・廃業等届出書」により確認した。 個人事業の開業・廃業等届出書(資料10)

原則2 養殖対象水産動物の健康と福祉に対する配慮（水産動物へ福祉が確保されていること）（水産動物を対象とする養殖に適用する）

認証基準 2.1 養殖対象動物がその種に適した良好な環境で飼育され、できるだけ水産動物にストレスを与えない配慮をした飼育管理を行い、病気の予防に努めていること。

項目	評価基準	評価指標	評価	所見・コメント	根拠資料
2.1.1	養殖は、対象動物種、成長段階に応じて水産用水基準に適合する適切な水域、用水で行われていること。	A: 養殖対象動物が健全に生育するために必要な溶存酸素量が水産用水基準(付属書3)に適合しているか。	適合	高知県宿毛漁業指導所(以下漁業指導所という。)が養殖場に隣接する立石漁場で実施する赤潮・貝毒・プランクトン調査結果(2023年10月17日、11月14日、12月13日、2024年1月16日)で5m層の溶存酸素量を確認したところ5.8~6.8mg/Lで、水産用水基準 DO 値(6mg/L)を短期間ではわずかに下回っていた。しかし、漁場改善計画では基準値が5.7mg/Lと定められ、その値は上回っていた。さらに2018年の現漁場での養殖開始以来、大規模なへい死や疾病の発生も見られないことから、健全に成育するために必要な溶存酸素は確保されていると判断した。	赤潮・貝毒プランクトン調査結果(資料6) すくも湾漁協水域養殖漁場改善計画(資料3)
		B: 用水のCOD・全窒素量、底質のCOD・TS(全硫化物)等の汚染指標が水産用水基準(付属書3)を満たしているか。	適合	養殖場の水深5m層の用水CODを2023年9月19日に測定した結果では0.6mg/Lで水産用水基準(2ppm以下)を満たしていた。底質のCODは、毎年9月または10月に水産試験場が漁場付近で測定しており、2019年、2020年、2022年は4.6、6.5、7.9mg(O ² /g乾泥)で基準値20mg(O ² /g乾泥)を下回っていた。底質のTSについては測定されていないが、AVS(酸揮発性硫化物)については2023年9月29日に測定され、0.14(mgH ₂ S/g)であり、清浄域の基準値とされる0.2(mgH ₂ S/g)を下回っていた。これらのことから基準を満たすと判断した。	計量証明書_COD(資料7) R5 宿毛湾立石漁場における環境測定結果(資料8) 令和元、2、4 宿毛湾立石漁場における環境測定結果(資料9)
		C: 赤潮や汚染事故など養殖に悪影響が発生した時は情報の収集に努め、発生状況を記録し、対策を講じるための手順が定められているか。	適合	手順書 p11、5.「環境管理」に、赤潮等異常発生時には、餌止めを行い、対策を養殖日誌に記載するという手順が定められていることを確認した。養殖日誌には赤潮発生等の記載はなかったが、漁業指導所の「赤潮・貝毒プランクトンの調査結果(2023年1月~2024年6月)から赤潮の発生がないことを確認できた。上記の情報から、漁業指導所、漁協と連携を取りながら対策を講じることが可	手順書(資料1) 赤潮情報のLine画面及びWebでの画面 宿毛湾赤潮情報一覧(資料12)

	と。	で保管されているか。		れ、短期間で使い切ることを心がけていると聞き取った。	
		B: 養殖場で使用する飼餌料は適切なものを使用されているか。	適合	飼料に関する品質証明書、養殖日誌の給餌記録等でマダイ養殖用餌料(全てDP)が使用されていることを確認した。また、「養魚用飼料の品質証明書」 、で内容が適切であることを確認した。	養殖日誌(資料11) 養魚用飼料の品質証明書(資料14.1)
		C: 養殖魚介類の健康に影響を及ぼすことが懸念される場合は、必要に応じてビタミン剤などの飼料添加物が法令に従って適切に使用されているか。	適合	を使用しており、これについては安全保証書、規格書を確認し、適切に使用されていると判断した。	栄養剤安全保証書 (資料15) (SDS)(資料16)
		D: 養殖魚介類に給与された飼餌料の給餌量は飼育単位ごとに記録されているか。	適合	2023年、2024年の養殖日誌で、給餌量は生簀毎に記録されていることを確認した。	養殖日誌(資料11)
		E: 給餌量は予め定めた手順に従って摂餌状態を観察しながら調整し、適量が給餌されているか。	適合	給餌機(餌ロボ)の自動判定機能で、設定し、無駄な給餌量を未然に削減している。給餌機の設定では毎日8時、16時に給餌し、規定量まで投餌出来なかった場合は、翌日に持ち越す設定にしている。このことから、摂餌状態をICT管理して適量が給餌されていると判断した。また、魚体重の増加率についても、想定範囲内であると受審者は判断していることから、健全な成育を保証する適量が給餌されていると判断した。	養殖日誌(資料11) 自動給餌器パンフレット(資料17)

認証基準 2.2 養殖対象動物に発生する疾病の予防、拡散の防止に努め、水産動物が健全に生育するよう飼育管理が行われていること。

項目	評価基準	評価指標	評価	所見・コメント	根拠資料
2.2.1	養殖対象動物の疾病等の予防や早期発見のため、これらの健康状態を適切な指標で定期的にモニタリングする手順が定められ、適正に実施されていること。	A: 飼育中の魚貝類の健康状態を定期的にモニタリングするための手順が決められているか。	適合	手順書 p8 「3. 飼育管理(6)」に給餌時に魚の健康状態を目視で確認することが記載されていることを確認した。	養殖日誌(資料11)
		B: 上記手順に従ってモニタリングが行われ、その結果が記録されているか。	適合	魚の状態の記録として、手書き養殖日誌に目視での具合が記号(✓、△等)で記載されていることを確認した。	手書き養殖日誌(資料18) 聞き取り
		C: その結果は水産試験場等の魚病担当者に定期的に確認を依頼し、助言を求めているか。	適合	個人開業以来、助言を求めたことは無いが、緊急時の連絡先としては、漁業指導所とすることとしているので、適合とした。	聞き取り
2.2.2	死卵、へい死魚又は瀕死の状態にある水産動物は疾病の蔓延を防止するため、定期的に回収し、適正に処理する手順が定められており、手順に従って実施されているか。	A: 生簀等にへい死魚、瀕死魚等があった場合は速やかに専用の容器に回収し、その数を記録しているか。	適合	作業船のデッキ上及び陸上で回収した容器の写真で蓋付きの専用容器を使用していること確認した。また、2023年、2024年の養殖日誌で斃死魚数が記録されていることを確認した。	回収容器写真 養殖日誌(資料11)

	ること。	るか。			
		B: 回収したへい死魚、瀕死魚の処理方法が決められているか。また、適正な処理が行われているか。	適合	手順書 p9「3.飼育管理(9)」で、すくも湾漁協本所が定めた蓋付き容器に入れ、専門業者に回収してもらうとの手順が記載されていることを確認した。また、専用容器で保管していることを現場で確認した。また、処理については漁協が集約して処分しており、漁協からの斃死魚処理費請求書伝票(2023年11月29日)を確認した。以上から決められた方法が守られ適正な処理が行われていると判断した。	手順書(資料1) 死魚処理請求書(資料19)
2.2.3	養殖施設内や周辺の養殖漁場及び水生生物への感染症の可能性をできるだけ減らすため、当該水産動物が飼育単位で飼育され、故意に放流することや生け簀等から逃げ出すことがないよう養殖施設が適正に管理されていること。	A: 病魚を故意に放流していないか。	適合	故意の放流は自己及び周辺の養殖業者に悪影響を及ぼすことを受審者及び漁協は理解しており、行っていないことを聞き取りにより確認した。病魚は、基準2.2.2に示すように適切に処理していることから適合と判断した。	聞き取り 評価基準 2.2.2
		B: 養殖設備は病原体の温床となるような付着生物の除去、病魚の逃亡による疾病のまん延を防止するために網の補修などを定期的に行っているか。	適合	手順書 p7「3.飼育管理(4)」に生簀の網交換を8ヶ月程度の頻度で実施する等の手順が記載されていることを確認した。また網替え実施日(2024年3月23日)を養殖日誌の記載から確認できたことから網の補修・管理が適切であると判断した。	手順書(資料1)
2.2.4	養殖用種苗は養殖場へ導入する前に、特定の、重要な病原体に感染していないことが適切な方法で保証されていること。	A: 養殖用種苗を養殖場へ搬入する前に種苗生産施設での飼育履歴情報を確認し、記録しているか。	適合	手順書 p1「1.種苗導入管理(4)」に種苗搬入前に、稚魚履歴証明書を手入するとの手順が記載されていることを確認した。また、種苗履歴報告書(2023年5月、2024年6月)に種苗生産者や飼育履歴、稚魚病歴が記載され、保管していることを確認した。	手順書(資料1) 種苗履歴報告書(資料20)
		B: 必要に応じて導入する種苗の検査を実施し、検査結果が出るまでの間、適切な方法で隔離飼育しているか。	適合	手順書 p1「1.種苗導入管理(3)」に目視で健康状態を確認し、良好な種苗を導入するとの手順が記載されていることを確認した。聞き取りにより、今までには健康状態に問題のある種苗はなかったことも確認した。	手順書(資料1) 聞き取り
		C: 検査の結果、何らかの疾病にかかっていることが判明した場合、専門家の指示に従い、適切に処分または治療を行っているか。	適合	実際には異常が見つかった稚魚群は購入しないため、種苗導入前に治療は行っていないことを確認した。	手順書(資料1)
		D: 海外から種苗を購入する場合や特定疾病の発生地から種苗を購入する場合には、必要に応じて無病証明書を取得しているか。	該当せず	海外からの種苗は導入していないと説明があり、種苗履歴報告書からも確認できたので審査対象外とした。	種苗履歴報告書(資料20)
2.2.5	有効な防疫措置や水産用ワクチンの適正使用が行われ、発眼卵や種苗の導入か	A: 承認された水産用ワクチンがある場合には積極	適合	受審者から現状ではワクチン、医薬品は使用せず、餌止めのみで対応していることを聞き取りにより確認した。受審者の	手順書(資料1) 養殖日誌(資

	ら水産動物の出荷に至るまでの全ての工程において、適正な管理が実施されていること。	的にワクチンを使用して疾病の予防に努めているか。また、ワクチンの使用にあたっては法令等に従って適切にワクチンを接種しているか。		申告では、事業開始後 6 年間で魚病診断を依頼したことが無いとのことであり、養殖日誌に記載されている死亡尾数から算出された死亡率は 2023 年 5 月の種苗導入から 2024 年 3 月末の分養までの期間で 0.207%と低いことを確認した。そして日常の飼育管理の中で、異常魚の有無を目視観察し、記録していることから、疾病予防に努めていると判断した。	料 11) 聞き取り
		B: 必要に応じて、「特定疾病等対策ガイドライン」に記載されたまん延防止のための措置、消毒等が実施されているか。また、その準備がなされているか。	適合	手順書 p8 「3.飼育管理(7)」に病気発生が疑われる場合には、漁業指導所(魚類防疫員在籍)に魚病診断を依頼することが記載されており、基準 2.2.3 及び 2.2.4 に適合していることから、適切な疾病のまん延防止措置の準備が整っていると判断した。	手順書(資料 1) 評価基準 2.2.3、2.2.4
認証基準 2.3 養殖対象動物に疾病が発生した場合に、法令を遵守し、適切な治療が行われていること。					
項目	評価基準	評価指標	評価	所見・コメント	根拠資料
2.3.1	異常が発見された場合には、直ちにこれらの移動を制限する等他への感染を防止するための措置も含め、疾病等発生への対策について適切な手順が定められており、実施されていること。	A: 疾病が発生した場合の疾病の診断、治療に関して行う一連の作業について手順が決められているか。	適合	手順書 p8 「3.飼育管理(6)～(8)」に、生簀内の養殖魚の健康チェックの判断基準と、異常発見時の診断依頼先として漁業指導所が記載されていることを確認した。	手順書(資料 1)
		B: 上記の手順には、疾病のまん延を防止するための対応が含まれているか。	適合	聞き取りにより、病気が疑われる魚の早めの取り上げを心がけているであり、これが疾病のまん延防止策になると判断し、適合とした。	手順書(資料 1) 聞き取り
		C: 上記の手順に従い、作業が実施されているか。	適合	基準 2.2.2 及び 2.2.3 への適合により本評価指標への適合と判断した。	評価基準 2.2.2、2.2.3
2.3.2	魚類防疫員等の指導の下、疾病の診断ならびに治療法の決定が適切になされるよう対応が定められており、それによって、疾病の治療が行われていること。	A: 疾病の診断及び治療法の決定は魚類防疫員等による検査を受け、その結果に基づいて治療が行われているか。	適合	受審者の事業開始後 6 年間で診断を依頼したことが無いことを聞き取りにより確認した。さらに、養殖日誌に記載されている死亡尾数から算出された死亡率は 2023 年 5 月の種苗導入から 2024 年 3 月末の分養までの期間で 0.207%と低いことを確認した。その上で、疾病が疑われる場合は指導所に診断を依頼することが手順書に記載され、聞き取りでも確認できたため、適合とした。	手順書(資料 1) 養殖日誌(資料 11) 聞き取り
		B: 抗菌剤の使用にあたっては、水産用抗菌剤使用指導書等必要な手続きを行い、交付書類が保管されているか。	適合	現時点では抗菌剤の使用実績が無いため、対応の記録はないが、水産用抗菌剤使用指導書(高知県版:海面養殖)を 2024 年 1 月 12 日付(有効期限 1 年)で交付され、保管していることを確認した。	水産用抗菌剤使用指導書(資料 21)
		C: 養殖場が魚類防疫員等による検査結果を待たずに治療を開始する特段の事由がある場合は手引きの手順に従って行われているか。	適合	現時点では、餌止めにより斃死数が減少していることで、緊急時の対応を取った事例が無いことを聞き取りにより確認した。さらに養殖日誌で餌止めの記録を確認した。これらのことから、適合とした。	手順書(資料 1) 聞き取り

2.3.3	水産用医薬品等の使用の際には、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）その他関係法令等を遵守し、環境への影響を最小限にすることへの配慮を含め、これらを適正に管理し使用するための手順が確立され、手順に従って適正に実施されていること。	A: 投薬にあたっては、他の養殖魚への医薬品の汚染や環境中への流出を防ぐよう、適正な措置がとられているか。	適合	手順書 p9「3.飼育管理(12)」に手順が記載されているように、投薬する場合は、無投与区を先に給餌し、取り違えや交差防止に努め、投薬時は給餌量を半減させて、残餌からの薬品の環境中への流出を防ぐ措置が取られていることを確認した。	手順書(資料 1)
		B: 使用にあたっては、使用対象生け簀、使用医薬品、投薬日、投与量、休薬期間等を記録し、管理しているか。	適合	現時点では投薬事例が無いため、記録は無いが、将来投薬する際は、養殖日誌に、投薬品名、数量を記載するための欄が設けられていることを確認した。このことから投薬の管理体制が整っていることから適合とした。	養殖日誌(資料 11)
		C: すべての水産用医薬品について、購入伝票等の保管や医薬品に関する製造・販売元や製造番号等の情報、購入日、使用日、使用量、在庫量等を記録して管理し、品質の劣化を防止できる方法で適切に保管しているか。	適合	現時点では投薬事例が無いため、記録は無いが、将来投薬する際は、生簀、使用医薬品、投薬日、投与量、休薬期間を養殖日誌に記載することが手順書 p9「3.飼育管理(14)」に記載されていることを確認した。また、倉庫内には薬品保管のための鍵のかかる保管庫が用意されていることも現場で確認した。これらのことから薬品管理体制が整っていると判断し、適合とした。	養殖日誌(資料 11) 倉庫現場確認写真
		D: 使用期限切れの医薬品は適切に廃棄しているか。	適合	水産用医薬品を保管していないことを現地で確認した。もし残った場合には薬品業者に引き取ってもらうこととしていることが、手順書 p9「3.飼育管理(13)」に記載されていることを確認した。	手順書(資料 1)
2.3.4	抗菌剤の使用については、OIEの「養殖魚衛生規約」及び当該規約の「責任ある抗菌薬の慎重な取り扱い原則」に基づいていること。	評価指標 2.3.1～2.3.3 に適合していることで蓋然的に適合となる。	適合	評価指標 2.3.1～2.3.3 に適合しているので適合とした。	評価指標 2.3.1～2.3.3
2.3.5	養殖従事者は、養殖水産動物に関する衛生管理や養殖資機材等の安全性及び適正な取り扱いに関する教育訓練を受けており、これらについて常に高い意識を有しつつ、責任ある取組を実施していること。	飼育管理担当者が水産試験場等の主催する魚病講習会等に定期的に参加しているか。	適合	2023 年 2 月 22 日に開催された令和 4 年度すくも湾魚類養殖検討会に出席したことが、出欠表から確認できた。また、受審者は今後リモート開催による魚病講習会が開催されれば、参加すべく Wifi 環境も整え、指導所にもリモート開催による講習会開催を要望しており、高い意識を有すると判断したため、適合とした。	魚類養殖検討会の出欠表(資料 21.2)

原則 3 食品安全性の確保(生産物の食品安全が確保される養殖が営まれていること)

認証基準 3.1 養殖場は養殖対象種の健全な生育に適し、養殖環境や養殖資材からヒトの健康に有害な物質等による汚染の可能性を最小限となるよう管理されていること。(全養殖対象種に適用する)

項目	評価基準	評価指標	評価	所見・コメント	根拠資料
3.1.1	養殖場及びその周辺環境において、汚染リスクの適切な評価にもとづいて適切な養殖場所が選定されていること。	A: 養殖漁場の位置及び生簀の配置状況及び数を把握しているか。	適合	受審者から漁業権位置図及び生簀配置図を使い、説明を受け、高知県幡多郡大月町芳ノ沢立地先の区 3052 漁場に配置された ■■■■■ の状況、位置を把握していると判断した。	栄喜地区漁場図(資料 4) 区 3052 号生簀配置図
		B: 養殖漁場周辺地域の農場や工場等の立地状況・	適合	養殖場周辺には汚染する要因を有する施設、河川等はないとの説明を受け、Google map の近傍地図で汚染源は見	養魚場周辺 Google Map(資料 27)

		河川の流入状況を把握し、養殖場を汚染する要因の有無を確認しているか。		当たらないことを確認した。	
3.1.2	飼育によってヒトの健康に重大な影響を及ぼす物質による許容レベルを超えた蓄積が起こる可能性について適切なモニタリングを実施していること。	把握しているリスクに応じて、適切なモニタリング計画が立案され、有害なレベルの汚染がないことを確認しているか。	適合	高知県により公共用水域の水質調査計画に基づき、健康影響物質の海洋環境中の状況がモニタリングされている。その結果は令和4年度まで公表されており、養殖海域である宿毛湾は、カドミウム、鉛、マンガン等の測定値が基準以下であることが確認できた。	公共用水域水質調査結果(資料28)

認証基準 3.2 水産用医薬品の残留防止について、適切な作業手順が定められ、それに基づいて医薬品が適正に使用されていること。(水産動物を対象とする養殖に適用する)

項目	評価基準	評価指標	評価	所見・コメント	根拠資料
3.2.1	水産用医薬品等の使用の際には、薬効が効果的に発揮されるよう専門的知見や的確な診断に基づいて投薬を行うとともに、養殖水産物に残留のないよう、魚類防疫員等の指導の下、医薬品ごとに定められた用法・用量や休薬期間を遵守し、適正な記録を作成していること。	本評価指標は、認証基準 2.3 に適合していることで蓋然的に適合となる。	適合	疾病治療のための医薬品を使用していないこと及び認証基準 2.3 に適合していることから適合とした。	認証基準 2.3

認証基準 3.3 飼餌料に由来する有害化学物質等による汚染についてのリスクを把握し、適切な給餌管理が行われていること。(給餌養殖に適用する)

項目	評価基準	評価指標	評価	所見・コメント	根拠資料
3.3.1	飼料、飼料添加物、飼料原料等の使用にあたっては、有害化学物質等の混入防止を確保するとともに、生産単位ごとに給餌した飼料等について遡及可能な記録として管理されていること。	A: 餌料については、原産地(漁獲海域の特定が遡及可能であるか)、販売元、魚種、数量、購入年月日等を記録し、照合可能な伝票を保管しているか。	該当せず	DPを使用しており、餌料(生餌)は使用していないと説明があり、養殖日誌の記載からも確認できた。生餌は使用していないことが確認できたため、該当しないと判断した。	養殖日誌(資料11)
		B: 配合飼料及び飼料添加物等については、製造、販売元、製品名、製造番号、数量、購入年月日、成分組成等を記録し、伝票を保管しているか。	適合	配合飼料は全て DP であることを確認した。また、飼料に関する製造、販売元、製品名、製造番号、数量、購入年月日を記録した伝票に加え原材料名を記載した「養魚用飼料品質証明書」を保管していることを確認した。購入記録(年月日、数量)が記録され、併せて伝票・納品書を確認し、伝票が保管されていることを確認した。	養魚用飼料品質証明書(資料14.1) 飼料購入伝票
		C: 配合飼料及び飼料添加物等については、飼料安全法への適合や飼料原料の原産地(魚粉・魚油等)については原料魚の魚種、漁獲海域が遡及可	適合	原産地等の必要事項が記載された「養魚用飼料の品質証明書」を■■■■から入手し、保管していることを確認した。これにより、餌料安全法への適合が確認できた。魚粉の原料魚種、漁獲海域については「魚粉履歴証明書」で確認できた。餌料の袋に添付されている内容の表示票も保管しており、これによ	養魚用飼料の品質証明書(資料14.1) 魚粉履歴証明書(資料14.2) 養魚用飼料

		能であるか)等を記載した品質保証書を入手し、保管しているか。		って含有する飼料添加物名を確認した。	成分表示票(資料14_4)
		D: 給餌した飼餌料の種類や給餌量は生簀ごとに記録されているか。	適合	判定指標2.1.4.Dと同様、養殖日誌に餌の種類別給餌量が2023年、2024年の養殖日誌に生簀毎に記載されていることを確認した。	養殖日誌(資料11)
		E: 給餌機や用具等は、定期的に清掃し、必要に応じて消毒し、衛生的に管理しているか。	適合	手順書 p6「2.給餌管理(11)」に自動給餌機の洗浄を陸上で半年毎に行い、洗浄した排水は下水に流すことが記載されていることを確認した。また、給餌作業を行う際に適宜給餌機の内壁を清掃していると説明があり、定期的に掃除が行われており自動給餌機の壁面が清浄であることを目視で確認した。	手順書(資料1) 現場確認写真
		F: 給餌関連作業を行う場所においては、機械油や塗料など、有害化学物質による汚染を防ぐため適切に作業が行われているか。	適合	手順書 p13「5.環境管理(9),(10)」に汚染防止策に関する手順が記載されていることを確認するとともに、現場で油類や塗料が作業船上に放置されていないこと、デッキ上が清潔に保たれていることを確認した。	手順書(資料1) 現場確認写真
		G: 餌飼料等は、有害化学物質による汚染や異物混入を防ぐため適切に保管されているか。	適合	有害化学物質による汚染や異物混入が生じないように、餌飼料等は専用の倉庫でパレット上に整理されて保管されていることを確認した。	現場確認写真

認証基準 3.4 二枚貝等の水揚げ作業に関して衛生的な作業を行い、種苗の導入から出荷に至る全ての工程において、トレーサビリティが確保されるよう手順が定められ、検証可能な記録が残されていること。(二枚貝養殖等に適用する)

項目	評価基準	評価指標	評価	所見・コメント	根拠資料
3.4.1	二枚貝養殖等に適用する項目のため審査対象外				
3.4.2					
3.4.3					
3.4.4					
3.4.5					

認証基準 3.5 養殖生産物の水揚げ作業に関して衛生的な作業を行い、種苗の導入から出荷に至る全ての工程において、トレーサビリティが確保されるよう手順が定められ、検証可能な記録が残されていること。(二枚貝養殖等以外に適用する)

項目	評価基準	評価指標	評価	所見・コメント	根拠資料
3.5.1	養殖期間を通じて、養殖魚を生簀単位で管理し、養殖状況等を養殖日誌等に記録していること。	A: 種苗導入時、飼育単位毎に、収容年月日、総重量(又は尾数)を確認し、記録しているか。	適合	生簀 ■ に令和4年5月24日に約 ■ 尾、令和5年5月22日にも約 ■ 尾を収容したことが各年の養殖日誌に記載されていることを確認した。	養殖日誌(資料11)
		B: 一つの飼育単位に、異なる由来の種苗を収容する場合は、混養の状況がわかるよう記録しているか。	適合	同一業者が生産したマダイ人工種苗のみを購入するため、異なる由来の種苗を同一の生簀に収容することは無いことを聞き取りにより確認した。また、養殖日誌で分養の記録はあるが、混養は行っていないことが確認できたため適合とした。	養殖日誌(資料11) 聞き取り
		C: 分養による魚貝類の移動履歴と分養後の総重	適合	分養作業の事例として、養殖日誌で分養の記録を確認(2023年2月28日、2024年3月23日)し、生簀 ■ から	養殖日誌(資料11)

		量(又は収容尾数)を、生産単位毎に確認し、記録しているか。		■■■■ に半量ずつ養ったことが記録されていることを確認した。	
3.5.2	生産単位毎に水揚げ日、水揚げ尾数、重量、出荷先等を確認し、記録していること。また、生産物を識別する方法を定め、識別記号が出荷先へ適切に伝達される手段が採られていること。	A: 生産物を識別する方法は 1 生産単位を1ロットとしてできるように定められているか。	適合	出荷先は全て ■■■■ であり、生簀毎の出荷日・尾数が記載されていることを確認した。なお、出荷伝票に記載された出荷尾数と照合することで生簀番号 ■■■■ も特定可能である。出荷記録(エクセル)の各行で、1 生産単位が 1 ロットとして記録されていることが確認できた。	出荷記録(資料 22.1、資料 22.2)
		B: 取引先の求めに応じて生産履歴情報を提示する手段が定められているか。	適合	手順書 p14「6.トレーサビリティ管理(2)」に生産履歴情報を開示する手順が記載されていることを確認した。	手順書(資料 1)
3.5.3	出荷作業に用いる器具、機材、包装資材等は清潔に管理され、または、保管されていること。	A: 出荷作業に使用する選別台、締め機、魚槽、容器、器具等は洗浄され、清潔に保たれているか。	適合	出荷作業には作業船を利用している。取り上げ作業に用いる選別台を確認したところ、ブルーシートで覆われ、鳥の糞等からの汚染を防ぐ工夫がされ、清潔な状態で保管されており、適合とした。	現場確認写真
		B: 生産物を収容する魚倉や容器で使用する海水等は清浄なものであり、使用する氷は飲用適の水から作られているか。	適合	出荷する際は養殖生簀に作業船を横付けし、漁港内に設置された生産者別の出荷準備用生簀に移された後に、数尾ずつタモですくって浮き桟橋上に設置された選別台でサイズ選別する。活漁船の活魚槽内の海水は、周囲の海水が導入される。また、養殖場周辺は 3.1 で示したように海水も汚染が認められないことから、漁港内の選別場所周辺の海水も清浄であると判断した。氷はほとんど使用しないが、冷却用に用いる場合は、すくも湾漁協の製氷場で、飲用適の水から製氷されたものを用いていることを聞き取ったため、適合とした。	現場確認写真
		C: 生産物を収容した魚槽や容器は、蓋付きのものを使用するなど汚染を防ぐ措置がとられているか。	適合	活魚出荷に用いるステンレス製蓋付き容器は清潔に保たれていることを現場で確認した。	出荷用蓋付き容器(資料 29)
		D: 出荷作業に使用する器具・機材、包装資材は害動物による汚染を受けないよう適切に保管されているか。	適合	出荷作業の器具は、出荷魚の選別台と積む時のタモであり、選別台とタモは、テント地の屋根で覆われた下にブルーシートで覆われ、鳥の糞等からの汚染を防ぐ工夫がされ、清潔な状態で保管されており、適合とした。	現場確認写真
3.5.4	出荷作業を、品質の劣化に配慮しながら衛生的に行うための手順を定め、手順に従って作業を行っていること。	出荷の一連の作業について、衛生的に作業を行うための手順が定められているか。	適合	手順書 p10「4.出荷管理(2)」に出荷作業の手順が記載されていることを確認した。ほとんどが活魚で出荷されるが、出荷容器には蓋があり、鳥の糞からの汚染を防止するためのテント地の屋根の下で作業は行われ、衛生面にも配慮されていると判断した。	手順書(資料 1) 現場確認写真

原則4. 環境保全への配慮(環境に配慮された養殖が営まれていること)

認証基準 4.1 養殖に用いる器具、機材ならびに養殖魚貝類の排泄物や残餌等による環境悪化を防止し、また、養殖環境への養殖生産による負荷を最小限にとどめる管理がなされているかを検証・監視するための適切な手順を定め、実践していること。

項目	評価基準	評価指標	評価	所見・コメント	根拠資料
4.1.1	汚染物質の養殖施設内や周辺漁場及び環境への拡散防止のため、生簀等の養殖施設や養殖資機材及び作業船等に重金属や有害化学物質等を含む塗料を使用していないこと。また、使用される資機材等は適正に管理及び修繕されていること。	A: 養殖場で使用する生け簀網、作業船、給餌機などの資機材のメンテナンスに使用する潤滑油、塗料、洗剤等がリスト化されているか。	適合	手順書 p12「5.環境管理(8)」にメンテナンスに使用する船底塗料、潤滑油、洗剤、漁網防汚剤がリスト化し、記載されていることを確認した。	手順書(資料1)
		B: 上記潤滑油、塗料、洗剤等上記化学物質のうち、海水中で使用される資機材に対して使用される場合、環境への影響がないよう適切に使用されているか。	適合	給餌等に用いる作業船の現場確認を行い、機器への潤滑油の塗布・ふき取り状況、機器が清潔に保たれている状態を着岸している状態で船上で確認した。海水中で使用する資材である生簀網の防汚剤塗布作業は専門業者 ████████ に委託しており、養殖業者は行っていないが、環境に配慮した作業を委託業者に求めていることを聞き取りにより確認した。船底塗料は受審者が組合の上架装置で上架し、自ら塗布しているが、養殖日誌に使用日、塗料名、分量が記載され、管理しながら適切に使用されていることを確認した。	養殖日誌(資料11) 現場確認写真 聞き取り
		C: 上記潤滑油、塗料、洗剤等は、故意または事故により環境中への流出することがないよう適切に保管されているか。	適合	潤滑油、塗料、洗剤等は施錠可能な倉庫内において保管庫で保管されており、岸壁からも離れた場所に立地しており、環境中への流出防止策が取られているため、適合とした。	現場確認写真
		D: 漁網防汚剤や養殖場で使用する漁船の船底塗料として使用する物質は有機スズ化合物を含むものではないか。	適合	手順書にリスト化された防汚塗料の SDS ████████、船底塗料の SDS ████████ を確認したところ、有機スズ化合物を含んでいないため、適合とした。	SDS ████████ (資料23) SDS ████████ (資料24)
		E: 漁網防汚剤や船底塗料を使用している場合には、使用状況を記録して管理しているか。	適合	漁網防汚加工は委託業者に外注委託しているが、委託日を養殖日誌に記録し、委託料請求書(2023年9月1日)を保管しているのを確認した。船底塗料の塗布は受審者が行っているが、実施日(2024年1月16日)と使用塗料名 ████████、重量(4Kg 購入、使用、残量無し)が養殖日誌に記録されているのを確認した。	養殖日誌(資料11) 漁網防汚加工請求書(資料25)
		F: 不要な資機材(損傷した漁網、化学物質の容器等)が適切に廃棄され養殖場内に	適合	作業船が着岸している岸壁や現場詰所付近は整頓されており、回収したフロート、オイル缶は組合が無料で回収していることを聞き取りで確認し、廃棄方法が適切であると判断した。	現場確認写真

		放置されていないか。また、廃棄方法は適切か。			
4.1.2	養殖場における水資源については、関係法令等に基づき、水が適正かつ有効に使用され、養殖場を含む海域における水質が保たれており、汚水処理が適正に行われているとともに、淡水の塩類化防止対策が採られていること。	A:海面養殖場においては、漁業権行使規則、漁場改善計画等を遵守し、許可範囲内で養殖を行っているか。	適合	1.1.2B、2.1.2Aと同様で、規則及び計画を遵守していることを確認した。	評価指標 1.1.2B 2.1.2A
		B:漁場改善計画に則って、モニタリングが実施されているか。	適合	2.1.3A に示したように計画的にモニタリングを実施していることから適合とした。	評価指標 2.1.3A
		C:環境指標は基準内に維持されているか。	適合	2.1.3B に示したように環境指標が基準内に維持されていることから適合とした。	評価指標 2.1.3B
		D:河川水や地下水を使用する陸上養殖施設では、水利権に関する都道府県の許可を得ているか、許可範囲を超える取水を行っているか。	該当せず	審査対象外	
		E:陸上養殖施設では排水の水質が排水基準を満たしているか。	該当せず	審査対象外	
		F:海水魚を飼育する陸上養殖施設では、排水を淡水域に排水する場合には、排水口付近の塩化物イオン濃度が200mg/L以下であることが保証されていること。	該当せず	審査対象外	
4.1.3	養殖が適正な密度で行われ、養殖場における底質の悪化(有機物の堆積量増加、有機物の分解による貧酸素水塊の発生等)、有機物による汚染の増加等を定期的に監視していること。	A:環境収容力に応じた適正な生産量が遵守されているか。	適合	漁場改善計画に準じて養殖し、生簀数、規模 [] を考慮し、出荷サイズの上限の [] /尾を考慮し、限度数を遵守して種苗を導入しているため、養殖場区画面積、単位あたりの収容密度が守られ、環境収容力に応じた適正な養殖生産が行われていると判断した。	評価指標 4.1.2A
		B:養殖漁場環境を定期的にモニタリングし、健全な環境にあることを確認できるか。	適合	2.1.1A、B のとおり県水試が計画的に定期モニタリングを実施しており、水質観測値に悪化傾向が見られず安定していることから健全な環境にあると判断した。	評価指標 2.1.1A、B
		C:残餌の処理方法について適切な手順が定められ、実施しているか。	適合	手順書 p6「2.給餌管理(10)」に餌が残った場合には、自動給餌器の設定により、翌日に給餌することが手順として定められ、実施していることは養殖日誌で確認できていることから、残渣を未然に防いでおり、適合と判断した。	手順書(資料1)

4.1.4	閉鎖水域における養殖は、底質環境に大きな負荷を与えないよう、廃棄物等の適正管理を実施していること。	底質環境に影響を及ぼす可能性のある廃棄物は全て陸上で適切に廃棄しているか。	適合	4.1.1F のとおり廃棄物は漁協に集約した後、産廃業者に依頼して適切に廃棄していることを聞き取りにより確認した。餌料の空袋は、納入業者が回収しているとのことで、少量が折りたたんでまとめられていることを確認した。	評価指標 4.1.1F 現場確認写真
-------	---	---------------------------------------	----	--	--------------------------

認証基準 4.2 養殖に用いる飼餌料は、天然資源に与える影響を最小限にとどめる配慮がなされていること。(給餌養殖に適用する)

項目	評価基準	評価指標	評価	所見・コメント	根拠資料
4.2.1	飼料、飼料添加物、飼料原料等の取り扱いにあたっては、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)その他関係法令等を遵守するとともに、生産単位ごとに有効に使用されており、これらの使用管理が適正に記録されていること。	基準 2.1.4 及び 3.3.1 に適合していることで本評価指標に適合。	適合	2.1.4 及び 3.3.1 に適合していることから適合とした。	評価基準 2.1.4 3.3.1
4.2.2	飼料原料は、トレーサビリティが確保されるとともに、魚粉や魚油については、魚種が特定され、絶滅危惧種やIUU(違法・無規制・無報告)漁業由来の水産物が含まれていないこと。	A: 特定条件下、モイストペレットを使用している場合、その調製に使用する餌料については、魚種、漁獲海域、販売元、数量、購入年月日等を記録し、伝票を保管しているか。	該当せず	餌は全て DP であり、モイストペレットは、使用していないことが養殖日誌で確認できたため、審査対象外とした。また、飼料保管倉庫で保管されている餌についても、DP のみであることを併せて確認した。	養殖日誌(資料11) 現場確認写真
		B: 配合飼料及び飼料添加物等については、製造、販売元、製品名、製造番号、数量、購入年月日、成分組成等を記録し、伝票を保管しているか。	適合	3.3.1B に示したように、養魚用飼料品質証明書、飼料購入伝票、養殖日誌(資料11)で確認した。	評価指標 3.3.1B
		C: 配合飼料及び飼料添加物等については、飼料安全法への適合や飼料原料の原産地(魚粉・魚油等については原料魚の魚種、漁獲海域が特定できるような遡及可能であること)等を記載した品質保証書入手し、あるいは聴取記録を作成し、保管しているか。	適合	3.3.1C に示したように、餌料の品質証明書 [redacted] を入手・保管し、それらには飼料安全法の準拠が記載されていることを確認した。さらに魚粉の原料魚種、漁獲海域については「魚粉履歴証明書」に記載されていることを確認した。	評価指標 3.3.1C 品質証明書 [redacted] [redacted] [redacted] [redacted] (資料14.1) 魚粉履歴証明書(資料14.2)
		D: 配合飼料メーカーから責任ある原料調達に関する方針を入手しているか。	適合	「原料調達方針」 [redacted] を確認し、飼料原料は魚種が特定され、絶滅危惧種やIUU漁業由来生産物を含む。	原料調達方針 [redacted] [redacted] [redacted] [redacted]

		<p>るものや植物油脂により代替可能な範囲で使用割合を削減するよう努めているか。</p>		<p>誌にも使用した記録は無かったことが確認できた。さらに使用している育成用 DP [REDACTED] の表示票には、原材料に植物性油かすや植物性油脂を含んでおり、魚油の使用削減に努める意識があると判断し、適合とした。</p>	<p>養魚用飼料成分表示票 (資料 14.4)</p>
--	--	--	--	--	-----------------------------

認証基準 4.3 養殖に用いる種苗について、天然資源に与える影響を最小限にとどめる配慮がなされていること。(水産動物を対象とする養殖に適用する)

項目	評価基準	評価指標	評価	所見・コメント	根拠資料
4.3.1	人工種苗生産技術が確立されている養殖対象種については、人工種苗を優先的に導入していること。	A: 人工種苗生産技術が確立されている養殖対象種については、人工種苗を優先的に使用しているか。	適合	種苗は人工種苗であると説明があり、種苗履歴報告書で高知県内で生産された人工種苗であることを確認した。	種苗履歴報告書(資料 20)
		B: 必要に応じて導入する種苗の検査を実施し、検査結果が出るまでの間、適切な方法で隔離飼育しているか。	適合	2.2.4B と同じで、投餌、ワクチン接種等の処置の状況を種苗履歴書で確認し、活魚運搬船の生簀で遊泳している種苗を目視検査後に異常が無い種苗のみを放養しているため、適合とした。	評価指標 2.2.4B
		C: 海外から種苗を購入する場合や特定疾病の発生地から種苗を購入する場合には、無病証明書や検査結果等を取得しているか。	該当せず	海外からは種苗を購入していないため、審査対象外とする。	
4.3.2	天然種苗を導入する場合には、当該種苗が合法的かつ環境負荷のない方法で採捕されたものであることを確実にするとともに、当該種苗を含め、周辺の生態系の資源状況等に悪影響を与えていないことが確実にあること。	A: 養殖用種苗を養殖場へ搬入する前に種苗生産施設での飼育履歴情報を確認し、記録していること。	該当せず	人工種苗をのみ導入していることから審査対象外とした。	評価指標 2.2.4A
		B: 天然種苗を導入している場合、当該魚種は適切な資源量評価が行われ、漁獲制限を行う必要がないとされる魚種であるか。	該当せず	人工種苗をのみ導入していることから審査対象外とした。	
		C: 採捕者、購入元、採捕海域、採捕方法、採捕及び購入年月日、平均体重及び総重量(又は尾数)等を確認し、記録しているか。	該当せず	人工種苗をのみ導入していることから審査対象外とした。	
		D: 許可を受けた採捕者が規制に従って適正に採捕した種苗であるか。	該当せず	人工種苗をのみ導入していることから審査対象外とした。	

		E:採捕対象以外の魚種の混獲による天然資源への影響に配慮しているか。	該当せず	人工種苗をのみ導入していることから審査対象外とした。	
4.3.3	適正な環境リスク評価が実施されていない遺伝子組み換え生物を養殖用種苗として使用していないこと。	同左。	適合	導入している種苗生産業者から遺伝子組み換えはしていないことを令和6年種苗報告履歴書で確認したため、適合とした。	令和6年種苗履歴報告書(資料20)

認証基準 4.4 養殖場およびその周辺環境における保護対象となる野生生物の生息環境に与える影響を最小限にとどめる配慮がなされていること。(全養殖対象種に適用する)

項目	評価基準	評価指標	評価	所見・コメント	根拠資料
4.4.1	養殖場周辺で保護対象となる野生生物の生息状況を把握し、対象となる野生生物が生息している場合には、その生存に影響を及ぼす潜在的な危害を考慮して、必要な措置が講じられていること。	A:養殖海域または陸上養殖施設の設置場所が保護対象野生生物の生息地域に該当または隣接していないか。	適合	アカウミガメは、環境省IB類、アオウミガメはII類に指定され、高知県西部も分布域とされ、2004年には「高知県うみがめ保護条例」も制定されている。受審者への聞き取りでも養殖場は、産卵場である海浜よりも沖合に設置され、生簀網の目合から考えて、ウミガメは生簀網にからむことは無いと考えられるので、適合とした。	高知県レッドリスト動物編(2017)改訂版(資料30)
		B:養殖海域及びその周辺が保護対象野生生物の生息地域に該当または隣接している場合、その生息環境に悪影響を及ぼさないよう適切な施策を実施しているか。	適合	養殖場は高知県の指定する「うみがめの生育地等保護区」には該当しないが、隣接する土佐清水市大岐は保護区に指定されている。また、高知県ではアカウミガメの保護に対する調査を実施し、その保護に努めていることも確認できた。養殖施設ではアカウミガメを駆除するようなことは無く、生簀網に絡まることで起こる事故死がないことを聞き取りにより確認した。これらのことより、生息に悪影響を及ぼさないよう適切な施策を実施していると判断し、適合とした。	高知県うみがめパンフレット(資料31)聞き取り
		C:養殖対象種の移動等の作業、台風等の自然災害による養殖対象種の逃亡について、その逃亡数を把握し、必要に応じて報告が可能な記録が残されているか。	適合	手順書 p11「5.環境管理(3)」に養殖魚の逃亡防止対策の手順が記載されていることを確認した。さらに台風等の自然災害の際は、沈下式生簀の長所を活かし、生簀を沈下させて生簀の破損を防ぐ方策を取っていることが養殖生簀の現場の説明でも確認できた。さらに、手順書 p11「5.環境管理(3)」に「養殖魚の逃亡数の把握方法」「逃亡が確認された場合の対応(連絡先等)」が定められており、開業以来、多くが逃亡した事例が無いことも聞き取りで確認できたため、適合とした。	手順書(資料1)現場確認写真
		D:適切な逃亡対策を実施しているか。	適合	海面からの海鳥による捕食とその際の逃亡が想定される稚魚期にも網生簀の上端をしぼり、対策していることを聞き取りと現地での目視で確認できたことから、適合とした。	現場確認写真

4.4.2	養殖従事者の安全確保又は瀕死の当該生物に安楽死を優先する場合を除き、有害生物が絶滅危惧種に該当する場合は、非致死的方法により除去を行っていること。	A:当該養殖場における養殖生産にとっての害動物を特定しているか。その害動物が絶滅危惧種に該当していないか。	適合	害動物と想定されるのは海鳥であるウミウ、カモメ、アオサギだが、これらは絶滅危惧種に該当しない。また、宿毛湾の養殖施設は魚食性大型サメによる被害がブリ養殖では多発しているが、受審者のマダイ養殖の場合、死魚数が少ないこともあり、被害は無いことを聞き取りで確認した。	サメ被害新聞記事(高知新聞 2022年11月6日)(資料32)
		B:害動物が絶滅危惧種に該当する場合、その駆除は適切な方法で行われているか。	適合	害動物と想定される海鳥、大型サメに対しても、積極的な駆除は行っておらず、適合とした。	聞き取り